

第3回理事会 議決

令和7年度 事業計画書

(補正予算編成に伴う事業計画の見直し)

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

I 基本方針	1
II 公益目的事業	
1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業(公益目的事業1)	3
2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の 養成、資格認定及び研修等に関する事業(公益目的事業2)	4
3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)	7
4. 福祉用具等に関する調査研究事業(公益目的事業4)	7
5. 義肢装具士国家試験の実施(公益目的事業5)	9
6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業(公益目的事業6)	9
III 収益事業	
福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業(収益事業)	10
IV その他	10

I 基本方針

団塊の世代の全てが75歳以上になる2025年がいよいよ到来した。2040年には、生産年齢人口の急速な減少が始まる見通しである。

厚生労働省においては、令和7年度予算の方針として、少子高齢化・人口減少時代にあっても、今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現すること等により、国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現をすることを掲げた。この方針に沿って令和6年度補正予算が国会で成立し、令和7年度予算（案）が発表され、現在、国会で審議が進んでおります。その中で、福祉用具関係等については、次の重点項目が示された。

- 介護保険関係では、
 - ・ 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業
 - ・ 介護テクノロジー開発等加速化事業 など
- 障害福祉サービスでは、
 - ・ 障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業
 - などが重点項目として示されている。

令和7年度のテクノエイド協会の事業の方針につきましては、これら施策の動向に対応した事業を注視しつつ、伴走した事業を展開していくこととする。

さらに、従来実施してきた、福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具関係技能者の養成、義肢装具士にかかる試験事務、認定補聴器技能者の養成・研修の事業、認定補聴器専門店の認定などの各種事業を確りを行い、高齢者や障害者の福祉の増進に寄与するため、以下の事業について重点的に取り組むこととする。

(1) 補正予算編成に伴う令和7年度事業計画の見直しについて

これまで、令和7年度事業を着実に実施してきたところではあるが、情報システム登録件数増減による事業見直し、研修会受講者等増減による事業見直し、厚生労働省の補助事業の受託及び委託要綱等の見直しに伴う事業の見直し、国家公務員給与法改正に伴う職員給与の引き上げ等に伴い、経常収益・経常費用を見直す必要があるため、令和7年度当初の事業計画を見直すとともに第一次補正予算の編成を行うこととする。

注) 見直す箇所には、アンダーラインを引いております。

(2) 福祉用具情報の収集及び提供

介護保険制度において、一部の貸与種目について貸与と販売の選択制が導入されることとなり制度が複雑化する。一方で貸与等品目も増えていることから、福祉用具利用者等に対し適切な情報提供が求められている。また、障害者の自立支援機器開発においては、ニーズとシーズのマッチングが益々重要課題となっている。こうした背景を踏まえ、T A I Sや福祉用具ニーズ情報収集・提供システム等について、利用者のニーズに即した使い勝手の良いシステムとなるよう一層の改善を行う。

また、介護施設等への導入支援が進められている介護テクノロジー利用の重点分野に該当する製品についても積極的に情報収集及び提供を行う。

(3) 福祉用具関係専門職の養成

福祉用具プランナー、リフトリーダーをはじめとする福祉用具関連職種の養成を継続して実施する。

また、令和5年度に登録者が4,800名を超えた認定補聴器技能者について、超高齢化に伴う難聴者の増加等を踏まえた質的、量的拡充を行う。

さらに、これらの福祉用具専門職が地域包括ケアシステムの一翼を担う重要メンバーとして位置づけられ、活躍できるよう関係機関との協議を進める。

(4) 介護テクノロジー等の開発・普及に関する取り組み

介護テクノロジー等について、利用者や介護現場のニーズを踏まえた製品が開発されるよう支援し、開発された介護テクノロジー等の展示、シンポジウム等を内容とする介護テクノロジー等シンポジウムを開催する等その普及啓発と利用の安全をより一層推進する。併せて、障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、障害者のニーズと企業・研究者のシーズのマッチングを一層強化することとし、当事者ニーズを捉えた良質な製品開発を推進するとともに、障害分野への技術転用についても積極的に喚起する。

II 公益目的事業

1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業（公益目的事業1）

（1）福祉用具情報システム（TAIS）事業

福祉用具の効果的な利用を促進するため、全国の福祉用具取扱企業及び福祉用具に関する情報をデータベース化し、協会ホームページを通じて広く情報発信してきたところである。

このシステムにより、引き続き市町村の介護保険担当者をはじめ福祉用具専門相談員、介護支援専門員、利用者等に役立つ適切かつ効果的な情報提供を行う。

また、令和7年度においても引き続き、情報の量と質の向上を図るため、TAISがより利用しやすくなるようシステム改修を行うとともに、介護施設等への導入支援が進められている厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品についても、積極的に情報収集及び提供を行うこととする。

（参 考）TAIS登録数（令和7年12月現在）

登録企業 934社（786社）

登録製品 19,019件（17,327件）

※括弧内は令和6年度同月の実績（以下、同様）

（2）福祉用具ニーズ情報収集・提供システム事業

障害のある方やその介護者等から福祉用具に対するご意見やご要望等を収集し、これをメーカー等に提供することにより、使いやすい良質な福祉用具の研究開発につなげるため、引き続き本システムを着実に運用する。

（参 考）意見等の掲載件数（令和7年12月現在）

1,067件（999件）

（3）補装具製作者情報システム事業

障害者総合支援法の補装具費の支給を円滑に行うため、義肢装具製作（販売）所の所在地、取扱い種目等の情報を協会ホームページで「補装具制作（販売）業者情報システム」として着実な情報発信に努める。

（参 考）義肢製作所登録件数（令和6年1月現在）

240社（242社）

（4）義肢装具等完成用部品情報システム事業

義肢装具等の完成用部品について、利用者の身体状況や使用環境に適合した適切な完成用部品が選定されるよう、当該部品の対象者とその効果及び適応範囲や調整方法等についての詳細な情報を協会ホームページから情報発信する。また、令和7年度についても、新たに指

定される完成用部品に関する情報の収集及び提供を図ることとする。

(参 考) データ登録数 (令和 7 年 12 月現在)

企業情報 67 社 (80 社)

部品総数 3,020 点 (3,430 点)

(5) 自助具の製作支援等情報提供事業

全国の自助具工房等が創意工夫しながら製作している自助具に関して、自助具製作に有用な材料やその工作法等の良質な情報を収集し、全国のリハビリテーションセンターをはじめ自助具工房等へ定期的に情報提供する。令和 7 年度についても、地域の自助具工房等の協力を得ながら情報収集を継続して行うこととする。

(参 考) 登録数 (令和 7 年 12 月現在)

既製品 152 件 (153 件)

製作事例 211 件 (170 件)

2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の養成、 資格認定及び研修等に関する事業 (公益目的事業 2)

(1) 福祉用具プランナー養成事業

- ① 福祉用具は利用者の身体状況やニーズ、生活環境 (住環境や生活動線) などから適した福祉用具を選定、適合することが重要である。このため、福祉用具を適切に利活用し生活を支援する役割を担う専門職として福祉用具プランナーの養成研修を行う。

また、福祉用具プランナーの適切な福祉用具の選定、適合を推奨するため、動画等を活用した情報提供などを行う。

さらに、人材不足が問題化される介護現場での将来的なケアのあり方を踏まえた上で、現行の福祉用具プランナー集合研修カリキュラムに、介護テクノロジー分野の科目を付加し、実施することなど柔軟に対応する。

- ② 一方、福祉用具プランナーの上級の位置付けとなる「福祉用具プランナー管理指導者」については、福祉用具プランナーのさらなる質の向上及び福祉用具貸与事業者等の管理者として、また、福祉用具プランナー養成研修などの講師として育成することを目的に、引き続き単年度で管理指導者資格を取得できる養成研修を実施する。

(参考 1) 令和 5 年度福祉用具プランナー修了者 228 名

令和 6 年度福祉用具プランナー修了者 168 名 (令和 6 年 12 月現在)

(参考2) 修了者累計

- ・福祉用具プランナー 15,967名 (令和6年12月現在)
- ・福祉用具プランナー管理指導者 165名 (令和6年12月現在)

(参考3) 令和7年度養成人員 (予定)

- ・福祉用具プランナー 200名
- ・福祉用具プランナー管理指導者 10名

(2) 可搬型階段昇降機安全指導員の養成事業

介護保険制度において可搬型階段昇降機を提供する福祉用具専門相談員には、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること、並びに当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行ったうえで、実際に階段昇降機を使用させながら指導を行うことが定められている。このため、(一社)全国福祉用具人材育成協会(メーカー等の組織)と連携し基礎講習会を実施し、資格要件を満たした申請者に可搬型階段昇降機安全指導員資格証を付与する。

(参考1) 令和4年度基礎講習修了者 198名 資格証交付 176名

(参考2) 令和5年度基礎講習修了者 98名 (うち、当協会実施分 96名)
資格証交付 81名 (令和6年12月現在)

(参考3) 資格証交付者累計 3,254名 (令和6年12月末現在)

(参考4) 令和7年度開催予定 東京 (20名×3回) 他

(3) リフトリーダー養成研修

リフト等の導入による利用者の安心・安全な移乗や介護者の腰痛予防対策を推進し介護労働力を維持・向上するため、介護リフト普及協会、介護実習・普及センター及び全国福祉用具専門相談員協会等と連携し、施設内でリフトの導入計画、職員研修、指導助言等の中核となる人材としてリフトリーダーの養成研修を実施する。

また、現行のカリキュラム及びテキストの見直しを行い実態に即した内容に整理し、速やかに新カリキュラムに基づいた内容に移行する予定である。

(資料1) 令和5年度修了者 634名

令和6年度修了者 470名 (令和6年12月末現在)

(参考2) 修了者累計 7,302名 (令和6年12月末現在)

(参考3) 令和7年度養成人員 (予定) 500名

(4) 車椅子姿勢保持基礎講習

高齢者、障害者の体幹機能や姿勢・座位保持機能の低下を軽減し、活動範囲の拡大と自立促進を目的とした車椅子での適切な姿勢・座位保持の知識、技術を習得するため、車椅子姿勢保持適合技術連絡会と連携し、福祉用具専門相談員や病院・施設の介護従事者等を対象とした講習会を実施する。

- (参考1) 令和5年度修了者 103名
令和6年度修了者 86名(令和6年12月末現在)
- (参考2) 修了者累計 713名(令和6年12月末現在)
- (参考3) 令和7年度開催予定 東京(10名×1回)

(5) 福祉用具テーマ別セミナー

特定のテーマを設定し、対象者を絞った専門性の高いセミナーを開催し、福祉用具、住環境整備等が生活全般の支援に役立つための専門的な知識、技術の向上を図る。令和7年度は3テーマ程度の内容を企画し当協会で開催するほか、地域での開催についても検討する。

(6) 認定補聴器技能者の養成

2021年3月にWHOは、World Report on Hearingで、難聴は聴覚やコミュニケーションへの影響を与えるだけでなく、言語、認知機能、精神状態、人間関係、教育、雇用、社会的孤立等にも幅広く影響を与えるとの報告を発表した。国民の「聞こえ」を保障し生活の質(QOL)を高めるために、認定補聴器技能者の養成・質の確保等について関係団体等と協働して取り組む。

また、日本補聴器工業会がEHIMA(欧州補聴器工業会)の協力を得て、我が国において一般の人々が聞こえの不自由さ(難聴)や補聴器についてどのように考えているか、補聴器の使用状況等について大規模な実態調査を行うJapanTrak(ジャパントラック)2025の支援を行う。

- (参考1) 認定補聴器技能者登録数 4,835名(令和6年11月現在)
- (参考2) 令和6年度認定補聴器技能者資格取得者数 519名

令和7年度に行う養成事業

① 講習会

区 分	実施時期（予定）	開催地	受講予定者数
第Ⅰ期養成課程 ① eラーニング	R7.7～10月	東京都	654名
② スクーリング	R8.1月		523名
第Ⅱ期養成課程 集合講習	R7.11～12月	東京都	581名
第Ⅲ期養成課程 実技実習	R7.8月	東京都	594名
第Ⅳ期養成課程 集合講習	R7.6～7月	東京都他	564名
認定補聴器技能者に対する講習	数回	ブロック単位	1,300名

② 試験

区 分	実施時期（予定）	開催地	受験予定者数
第33回 認定補聴器技能者試験	R7.11月	東京都	564名

3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業（公益目的事業3）

近年、福祉用具の製品点数は増加し、かつ在宅・施設を問わず利用件数も増加しており、高齢者・障害者等の安全・安心な利用を推進するうえで、実際の利用場面を想定した臨床評価は、公益目的事業の一つとして重要な取り組みである。

公益事業として、当協会に求められる福祉用具等の有効性や安全性等に関する情報提供の在り方について整理・検討する。

4. 福祉用具等に関する調査研究事業（公益目的事業4）

（1）福祉機器開発普及等事業

福祉機器ニーズの増大・多様化、科学技術の進歩による高度化に適切に対応し、真に障害者等の役に立つ福祉機器の開発普及等を推進するため、福祉機器に関する調査研究及び福祉機器のニーズとシーズの適切な情報連携の促進を行うことにより、障害者等の福祉の向上に資する。

令和7年度は、知的障害者がライフスタイルごとに使用している支援機器の利用実態を把握し、機器の使用場面から見える障害特性や使用上の課題を明らかにする。

(2) 障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業

障害者及び障害児（以下「障害者」）の自立を支援する「障害者自立支援機器（以下「支援機器」）」は、障害者の活動や参加を促すものとして、極めて重要な役割を果たすものである。

障害者福祉の現場において、真に必要とされる支援機器を開発するためには、着想の段階から障害者や支援者の「ニーズ（課題や要望）」と、企業や研究者等の「シーズ（技術）」をマッチングすることが大切であり、シーズ志向型の開発とならないよう、障害者の置かれている状態は勿論のこと、現場のニーズを的確に捉えた支援機器の開発を推進することが求められる。

本事業では、支援機器のユーザー側が持つニーズと開発側が持つシーズのマッチングを目的とした交流会を開催するとともに、地域で支援機器の開発・普及に関する取り組みを行う事業者・団体等へ働きかけ、交流会の場を活用して事例報告会を開催することとする。併せて、本事業では、製品化された障害者自立支援機器の普及啓発にも積極的に取り組むこととする。

(3) 自立支援機器実証・普及支援モデル事業

障害者等と開発企業の仲介に入り実証評価や機器の開発・改良を支援する人材を育成するとともに障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その結果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者の就労支援を促進することとする。

(4) 介護テクノロジー開発等加速化事業

介護テクノロジー等の開発・普及について、開発前の着想段階から介護テクノロジー等の開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズに適した実用性の高い介護テクノロジー等の開発が促進されることが必要である。このため、開発中の試作機器について全国の介護施設等の協力を得て介護現場でのモニター調査の実施、さらに開発成果の普及啓発等を行うなど、開発の各段階で必要な支援を行うことにより、介護テクノロジー等の開発等の加速化を図る。

また、介護テクノロジー等の導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護テクノロジー等導入の相談・体験やシンポジウムを開催する。

併せて、本事業では、福祉用具等の利用安全を推進する取り組みとして、高齢者・障害者介護の現場で発生している（或いは「発生する恐れがある」）福祉用具等にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」の提供を呼びかけ、収集した情報の要因分析を行い、重症事故等を未然に防止するための事例を作成し、ホームページ等を通じて「福祉用具事故・ヒヤリハット情報」を提供する。

(5) 福祉用具貸与価格適正化推進事業

介護保険における福祉用具貸与の適正化を推進するため、全国平均貸与価格や上限額の公表、相談窓口の設置や関係機関との連携を図りながら、制度の円滑な運用に資する。

(6) 消費生活協同組合助成金事業

全国生活協同組合連合会、大阪府民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会から助成金をいただき、肢体不自由児が在宅で生活している中での介助者の負担が大きいとされている入浴、排泄、更衣の動作を補助するための福祉用具について分かりやすく解説し、適切な福祉用具の普及に資する動画を作成する。

(7) 障害者政策総合研究事業

厚生労働研究「技術革命を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究（3年計画の3年目）」の聴覚系補装具に係る調査研究事業を行う。

令和7年度は補装具（補聴器）の修理実態について、製造メーカーにオンラインアンケート調査を実施する。

5. 義肢装具士国家試験の実施（公益目的事業5）

義肢装具士法第17条に基づき、(公財)テクノエイド協会が義肢装具士国家試験の指定試験機関として指定され、試験実務を担っている。

(参考1) 令和7年度（第39回）は次のとおり実施する。

- ・実施時期 令和8年2月
- ・開催地 東京都

(参考2) 義肢装具士累計合格者 6,327名（令和6年12月現在）

6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業（公益目的事業6）

補聴器の適正な販売を行うために必要な、人的要件（認定補聴器技能者の常勤）及び物的要件（補聴器の調整に必要な設備及び機器の整備）並びに業務運営の実態が認定補聴器専門店の遵守すべき基準（補聴器相談医との連携など）に適合していると認められる補聴器販売店を補聴器協議会の審議を経て認定補聴器専門店として認定する。

また、認定補聴器専門店に関する情報をホームページから情報提供する。

(参考1) 認定補聴器専門店数 (令和6年11月現在)

999 店舗 (985 店舗)

(参考2) 令和7年度新規登録予定店舗数 91 店舗

令和7年度更新予定店舗数 123 店舗

Ⅲ 収益事業

- 福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業 (収益事業)

福祉用具について学習する者のために、「福祉用具支援論」、「ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具」の販売を行う。

Ⅳ その他

1. 福祉用具関係団体等のプラットフォーム機能の強化

福祉用具の一層の普及や活用、相談体制の確立に向けて、「全国福祉用具相談・研修機関協議会」等の活動支援を行う。また、福祉用具関係の行政、関係団体、企業等がその活動報告を行うとともに交流を深めるための福祉用具関係者新年交流会 (2026. 1. 13) の開催等、福祉用具関係者のプラットフォーム機能の強化を図る。

さらに、全国福祉用具相談・研修機関協議会と協同し、福祉用具、介護テクノロジー等を地域で普及・啓発するための拠点となる全国の介護実習・普及センターとオンラインミーティングを開催し、情報共有、情報交換等を行い介護実習・普及センターの活性化と機能強化を図る。

2. 広報事業の実施

国際福祉機器展などで福祉用具、義肢装具及び補聴器等の適切な普及促進を推進するため、関係団体の協力を得てパネル展示等の啓発普及活動を行う。

3. 海外調査の企画支援

我が国の福祉用具関連企業や研究者等が、各国の福祉機器の開発状況や活用実態を把握するための視察ツアーの企画の支援を行う。

4. 国家公務員給与法改正に伴う職員給与等の見直し

国家公務員給与法改正に伴い、職員の俸給月額を引き上げ、賞与の勤勉手当の引き上げを行うこととする。